

公益財団法人徳島県消防協会の役職員に関する取扱い

令和 8 年 6 月 1 日制定

（趣旨）

- 1 消防団員福祉共済制度は、非常に低廉な掛金で、加入者が死亡した場合や事故により負傷し、若しくは疾病により障害の状態に該当した場合や入院時に保障を行う共済制度であります。

本共済に加入できる者として、都道府県消防協会の役職員で年齢が 80 歳 6 か月未満の者と定めがあるため、徳島県消防協会定款第 30 条の規定にある顧問、参与の要件を明確にするもの。

（顧問・参与の要件）

- 2 顧問は、当協会の代表理事であり日本消防協会の名誉会員に選任された者とする。
- 3 参与は、当協会の理事及び監事の在職年数が 7 年以上の者並びに事務局長を退職された者とする。
- 4 顧問・参与は、申し出により退会できる。

附則

この取扱いは、公益財団法人徳島県消防協会の設立の登記の日から施行する。